

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に減少があった世帯や業績の悪化した事業者への支援の一部を取りまとめました。その他国や県などの支援策は、関係機関のホームページをご確認ください。

事業者向け

▼労働保険料

令和2年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期限を1カ月延長します。

更新期限 8月31日頃まで

また、事業に係る収入に相当の減少があった事業主は、申請により、労働保険料などの納付を1年間猶予することができます。

☎愛媛労働局 ☎（935）5202

▼緊急対策支援事業

●中小企業者等経営安定補助金

事業活動継続のため融資を受けた中小企業などに対し、運転資金等を補助します。

補助金額 融資決定額の3分の1とし、上限50万円（千円未満切り捨て）

●雇用維持助成金

一時的な休業により労働者の雇用維持を図ろうとする事業者に対し、助成金を支給します。

助成金額 国の雇用調整助成金の支給決定額の20分の3から18分の1、1事業者当たり上限100万円/年間（1円未満は切り捨て）

●利子補給

事業活動継続のため融資を受けた中小企業等に対し、融資資金にかかる利子の補給を行います。

対象資金・期間 県新型コロナウイルス感染症対策資金・補給対象期間は、融資を受けた日から3年以内

補給金額 対象資金の利子として、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に取扱金融機関に支払った額（延滞利子を除く）

☎商工観光課 ☎（962）7288

住民向け

▼特別定額給付金（1人当たり10万円）

給付を受けるには申請が必要です。申請忘れないか、今一度ご確認ください。

申請期限 8月17日頃

☎企画政策課 ☎（962）7250

▼徴収の猶予

2月1日から令和3年1月31日までに期限が到来する町税を、無担保かつ延滞金なしで納付を1年間猶予することができます。

対象者 収入が前年と同じ時期に比べて20%以上減少し、納期限までに納付することが困難な人

☎戸籍税務課 ☎（962）2061

▼生活に関する支援

●緊急小口資金等の特例貸付

休業や失業などにより生活資金で悩んでいる人に特例貸付を行います。

●住居確保給付金

離職や廃業などにより経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある人に、家賃相当分の給付金を支給します。

●相談窓口

生活費、仕事、住宅など生活に関する悩みについて、専門の相談員が解決に向けた提案やお手伝いをします。

☎町社会福祉協議会 ☎（962）7100

▼寄付のお礼

皆さまからの温かいご支援に、心より感謝申し上げます。ご寄付いただいた右記品物は、町や町内の学校などで、有効に活用させていただきます。

☎総務課 ☎（962）6110

寄付一覧（敬称略）

- 青果卸専門店かたやま（布製マスク100枚）
- 牛子華（不織布マスク50枚）
- 太陽印刷株式会社（体調管理ノート200冊、3密回避呼びかけポスター100枚）



詳しくは砥部町ホームページに掲載しています。